

【けいがん】「物事の本質を鋭く見抜く力」「将来を見通す能力」



ごあいさつ

令和4年も早3か月が過ぎようとしています。今年の冬はいつになく厳しい寒さの日が多く、東北から北陸にかけての日本海側では記録的な豪雪に見舞われました。私たちの住む浜北区でも珍しく雪の舞う日があり、寒がる大人たちを尻目に喜ぶ子供たちの姿が印象的でした。

第6波といわれるオミクロン株による新型コロナウイルスの猛威も、ややピークアウトしたとは言えまだ予断を許さず、高止まりした新規感染者数と病床使用率により静岡県もまん延防止等重点措置を二度延長せざるを得ない状況となりました。しかしながら、クラスターの主な発生源が高齢者施設や学校・職場となっている現状を踏まえると、現在の飲食店を中心とした休業要請に頼る感染対策は実情に合っているとは言えません。変異するウイルスの特性をよく見極め、現状に合った対策を臨機応変に講じていく必要があります。

国際情勢に目を向けてみるとロシア連邦のウクライナ侵攻という現代社会において到底許すことのできない軍事的な蛮行が行われています。ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であることはもちろんですが、ウクライナ全土にわたりロシア軍が進撃し、空爆や砲撃等により学校や病院、住宅を含む多くの施設が破壊され、多くのウクライナ市民の生命・財産が奪われ、幼子までが恐れ震えている状況に本当に胸が痛みます。私たち静岡県議会においても「ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議」を採択し、ロシアの暴挙を絶対に許さないという姿勢で臨んでおります。政府においては国際社会と連携して早期の問題解決と国際平和の実現に向け全力を挙げて取り組んでいただきたいと考えます。

季節は移りいよいよ春本番、私たち日本人が大好きな桜の季節を迎ました。騒々しい人間社会など素知らぬ顔で、今を盛りと咲き誇っています。皆様のおかれている様々な状況が改善し、満開の桜の下で心穏やかにお花見ができますようご祈念申しあげます。

コラム1 盛土に起因した熱海市の土石流災害と県の対応

令和3年7月3日、本県はもとより日本中を震撼させる大惨事が熱海市で発生しました。大雨に伴って伊豆山に造成された盛土が崩落し、逢初(あいぞめ)川に沿って大量の土砂が住宅を飲み込みながら街中を流れ下りました。ニュースで放映されたこのときの衝撃的な映像は、今も鮮明に皆様の記憶に残っているのではないでしょうか。

26人の尊い人命が奪われ、いまだに1人が行方不明となっているこの大災害は、日を追うごとに次々とその原因や背景が明らかになってきました。土石流の起点にあった盛土は、熱海市に届け出た計画を大幅に上回る規模で造成され、産業廃棄物の混入など、すんな工事の実態や管理の問題が判明してきています。盛土が造成された時点で当該土地を所有していた小田原市の不動産管理会社、盛土付近の開発や宅地造成に関わった工事関係者、そして2011年に不動産管理会社から土地を取得し崩落時に所有していた熱海市の現所有者などの関わりや責任の全容を解明するには、警察の取り調べや行政の調査、司法の判断等を待つ必要があります。11月には遺族5人が現旧所有者を殺人容疑で刑事告訴し、12月に静岡県警がこれを受理しました。また、土石流災害の原因を究明するため熱海市議会には強い調査権限を持つ百条委員会が設置され、3月3日から参考人招致が行われています。百条委員会では、県と市の当時の行政手続きや対応についても調査が行われ、その後、現旧土地所有者に対して証人尋問が行われる見通しです。

一方、行政としては二度と同様の災害を発生させることは許されません。県では県議会2月定例会の議決を経て「盛土等の規制に関する条例」を新たに制定し、本年7月1日から施行していきます。この条例の主なポイントは次のとおりです。

- ・届出制を許可制に改め
- ・罰則を2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(条例による罰則の上限)に引き上げ
- ・土地所有者の義務を規定
- ・盛土等の構造基準や土壤汚染に係る基準を規定
- ・原則として有害物質で汚染された土砂を用いた盛土等を禁止
- ・市町への権限委譲は行わず、県が統一的に運用



この条例を実効させるための予算として、盛土造成行為適正化推進事業費(58,907千円)が令和4年度当初予算に措置されました。主な事業は次のとおりです。

- ・法令違反の盛土の監視(11,275千円)
- ・盛土造成現場や進入路ほかへの遠隔監視カメラの設置等(22,863千円)
- ・現地確認や緊急通報対応の指導用車両の配備・運行(22,781千円)

また、国においても今回の熱海市の災害を受けて、盛土に関する現行制度の課題に対応するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」(盛土規制法案)を3月1日閣議決定し、今通常国会で審議しています。この法案の主なポイントは次のとおりです。

- ・土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- ・都道府県知事等が規制区域を指定し、規制区域内で行われる盛土等が知事等の許可の対象
- ・盛土等の安全性を確保するため、災害防止のために必要な許可基準を設定し、工事途中や完了時に検査を実施

- ・安全基準違反や管理不全が生じれば、土地所有者だけでなく原因行為者に対しても知事等が是正措置等を命令
- ・罰則の強化(個人は3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、法人は最高3億円の罰金)

県に対しては、国の法律改正の動きにも対応しつつ、新たに制定する条例を着実に運用することにより、県民の生命・財産を守るために、盛土に対して厳格に対応していくよう求めます。

今回のコラムでは、令和3年度の静岡県政を揺るがした熱海市の土石流災害と県の対応を取り上げました。開発や建設業に携わる事業者の大多数が法令を遵守し、誠実に事業を行っています。ただ、ごく一部の事業者による県内を含め全国的に不適切・違法な盛土等が多数存在するのも事実です。不誠実な業者のために規制が強化されることは大変残念で、まじめな業者に多くの負担がかかることは不条理な部分もありますが、二度と悲惨な災害を発生させないことが現時点では大変重要です。そして行政だけでなく私たち県民一人一人が危険な盛土から地域を守る意識を持つことも必要だと考えます。日頃から身の回りの安全に关心を持って生活をしていきましょう。



コラム2 急須で静岡茶を

コロナ禍において販売に苦しむ県内の生産者等を購入面から応援する取組に「バイ・シズオカ」があります。私は「バイ・シズオカ」をきっかけに昨年から浜松市内で生産された煎茶を購入し、急須で入れて毎日お茶を愉しんでいます。自家消費用のお茶を栽培していた農家で育ったこともあり、私は子どものころからお茶を飲むことが日常の習慣となっています。しかし、それはもっぱら「水分を補給する」であったり「喉を潤す」ためであったり、あるいは食生活の一部であったように思います。いろいろなお茶を飲み比べ、入れ方を工夫するような「嗜好品としてのお茶」とはかけ離れたものがありました。

浜松市内におけるお茶の生産は天竜区が多く、浜北区や北区の一部でも生産されています。地元の生産者が精魂込めて栽培し、いくつもの工程を経て丁寧に加工された茶葉を適量急須に入れ、適温の湯を注ぐと甘みを伴った味わい深いお茶を淹れることができます。仕事の合間や休日の朝などに入れるお茶は私にとって愉しみであり、活力や寛ぎを与えてくれます。



そのお茶を取り巻く状況が本県において大変厳しくなっています。静岡新聞が3月上旬に「令和の静岡茶」を連載しましたが、「本県の荒茶生産量は3年連続で3万トンを割り込みピーク時から半減、産出額はピーク時の3分の1以下」とか「2019年は産出額ベースで鹿児島に抜かれ首位陥落」、「1世帯当たりの緑茶への支出額は20年間で半減」などのショッキングな見出しが目に飛び込んできました。

今回のコラムでは本県がどのように日本一の茶所としての地位を形成したのか歴史を振り返ります。その上で茶産業の現状を鑑み、お茶とどう向き合っていくのか考えていただければ幸いです。

本県とお茶のつながりは古く、鎌倉時代に柄沢（静岡市）出身の聖一国師が留学先の中国（宋）から持ち帰った茶の種を足久保（静岡市）に播いたことが静岡茶の起源と言われています。室町時代には茶栽培が全国的に拡大し、本県では山間部で茶が現物年貢として納入されるようになりました。江戸時代になると特に遠州各地から茶が年貢とし

て集められ、市場としての駿府（静岡市）に送られるようになりました。江戸時代初期のお茶は茶会で使われる高級抹茶が取り引きされる一方、粉末にしたり釜で炒ったりした多様な製法による番茶が庶民の日用の茶として普及し、売られるようになりました。江戸が都市として肥大化する中、静岡茶の売り込み先が江戸の住民であったことは明らかです。

この時代、産地として「駿河」、中でも「安倍」はブランドとして定評がありました。安倍の足久保茶は聖一国師に始まり、將軍家の御用茶として指定されたことが最高の後ろ盾になったと考えられます。

江戸時代後期になると茶の製法が飛躍的に発展しました。宇治（京都府）において「蒸し」に「揉む」技術が加えられたことで、澄んだ黄金色で自然の香りが生きたお茶が作り出されたのです。この製法は青製あるいは宇治製と呼ばれ、静岡県下に伝わり静岡茶の発展に大きく寄与しました。

幕末の開国は茶産業の将来展望を大きく広げました。日本の茶の市場は国内よりも海外が有望と見られるようになり、品質の向上とともに各地で茶園の開墾が行われました。旧幕臣たちによる牧之原の開墾は有名ですが、龜玉村宮口の高田市三郎は明治初年から茶樹を栽培し開墾して茶園を造成、さらに三重と滋賀から技術者を招いて製茶を行い、後に引佐龜玉郡茶業組合長を務めるなど浜北から引佐地区の茶産業の礎を築きました。

明治政府は外貨獲得のために生糸と並んでお茶を重要輸出品として振興に力を入れました。本県も1908年に県立の試験場を設置し、新品種の開発など茶業全般にわたり実績をあげ、本県のみならず全国の茶業振興に大きな役割を果たしてきました。茶は輸出産業として発展し、1903年の国内の生産量25,145トンの86.3%が北米を中心に世界へ輸出されていたのです。静岡茶は当初、横浜港から輸出されていましたが、清水港が1899年に国際港の指定を受けたことにより清水港から輸出が行われるようになりました。これに伴い静岡鉄道が開通し、それまで横浜や神戸にあった外国商社が次々に静岡市に店を開きました。

また、静岡が日本の茶の中心となった背景には「茶師」といわれる製茶技術の指導者の存在があります。九州や四国の茶業史を調べると付加価値の高いお茶を作るため明治期に静岡から指導者を招いて手揉みなどの技術導入を図ったことが記載されています。

外国市場をにらんで清水開港を果たした静岡は茶の集

散地として発展しましたが、集散地の重要な機能に「品質評価」と「価格設定」があります。静岡が全国市場の中心となると、その市場における評価が最も重視されることとなり、全国の各産地では静岡で高評価を受ける茶を作ろうとしました。このため、静岡から指導者を招いて静岡基準のお茶を作るようになり、結果として静岡の地位が強化されていったと考えられます。

大正期を経て昭和期に入るとお茶の生産高は伸びていくのに対して日本全体の輸出量・比率ともに低下していきます。これはアメリカ市場においてインドやセイロン（スリランカ）産の紅茶に押されたのが主たる原因ですが、他方で国内需要が拡大したことでの減少分は十分カバーできました。国内経済の発展によって日本茶に対する需要が拡大し、1975年には全国の茶生産量は10万トンを超え、静岡県は5万3千トンに達したのです。

しかしながら、その後の核家族化や食生活などのライフスタイル等の変化、ペットボトル飲料の普及などにより茶全体の消費量が減少に転じました。わが国の茶業全体が社会経済の変化を受ける中で、茶園の老朽化や労働力不足、後継者難、やぶきた一辺倒の弊害など静岡県はさらに厳しい局面を迎えていました。そのような中でも、浜松市内には高度な技術を背景に意欲的に素晴らしいお茶をつくる生産者や果敢に新商品開発や販路開拓に挑戦する若手経営者などがまだまだ活躍されています。これからも巻き返しに大きく期待しておりますし、何よりも静岡県民としてしっかりと応援をしていきたいと考えています。

冒頭に書きましたが、効率性が優先される現代において、手間やお金がかかっても急須でお茶をいただくことは、単なる飲み物でなく生産者など人とのつながりを感じることができますし、長い年月をかけて先人たちが築いてきた文化に触れることができると思います。これから初夏に向かい、いよいよ新茶のシーズンを迎えます。是非、地元で生産されたお茶を急須で入れて愉しんでみてください。



2月県議会 臨時会

議会で可決された主な議案

◆令和3年度一般会計補正予算 162億7,200万円

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置が適用されたこと等に伴い、営業時間の短縮要請に応じた飲食店に支給する協力金等の経費について増額補正しました。

2月県議会 定例会

議会で可決された主な議案

◆令和3年度一般会計補正予算 766億4,700万円

新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成（ほか）

◆令和4年度一般会計予算 1兆3,644億円

— 令和4年度一般会計予算の概要 —

○安全・安心な地域づくり

- ・新型コロナウイルス感染症対策関連事業費
- ・新興感染症等対策関連事業費
- ・地震・津波対策等減災交付金
- ・医療福祉人材待遇改善関連事業費（新規）



○持続可能な発展に向けた新たな挑戦

- ・ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
- ・脱炭素社会実現関連事業費
- ・省エネ住宅普及推進事業費（新規）
- ・森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全の推進事業費（新規）



○未来を担う有徳の人づくり

- ・ヤングケアラー支援体制構築事業費（新規）
- ・大学生等学びの継続支援事業費助成（新規）
- ・多文化共生関連事業費

○豊かな暮らしの実現

- ・中小企業等支援関連事業費
- ・リーディング産業育成事業費助成（新規）
- ・農業生産環境負荷軽減関連事業費

○魅力の発信と交流の拡大

- ・スポーツコミュニケーション推進事業費（新規）
- ・観光関連事業費
- ・ガストロノミーツーリズム関連事業費

2月臨時会にて会派を代表して
討論のために登壇

意見書・決議

◆意見書

- ◎ウィズ・アフターコロナの切れ目ない観光業支援に関する意見書
- ◎医師少数県における医師の働き方改革に関する意見書
- ◎エシカル消費の啓発及び促進に関する意見書
- ◎子供のアドボケイト制度の早期確立を求める意見書
- ◎介護職員等の待遇改善に関する意見書

◆決議

- ◎ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

常任委員会「建設委員会」

今年の2月定例会の常任委員会では、例年行っている当初予算案など本会議から付託された議案及び「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価」(本年度の県政の評価)の審査に加え、「県総合計画後期アクションプラン」(これから4年間の計画)の審査が行われました。

審査事項が多くまた多岐にわたるため、私は建設委員会の副委員長として委員長を補佐し、限られた時間の中で要点を押さえながら効率的な委員会運営に努めました。

議案や議案説明書、付属資料など山のような書類の中での質疑・質問と答弁のチェックなどの進行管理は大変な作業でしたが、とても貴重な経験となりました。



Topics

天浜線マルシェ

掛川市から森町を抜け浜松市、湖西市へと遠州北部と浜名湖をぐるりと巡る天竜浜名湖鉄道は、通称「天浜線」と呼ばれています。私たちの住む浜北区も沿線にあって通勤や通学で利用される方も多い、また日常の風景に溶け込んでいることからなじみ深く、皆様も愛着をお持ちだと思います。転車台や駅舎など国の登録有形文化財に登録されている施設が多く、また最近は人気アニメによるラッピング列車の運行もあって全国の鉄道ファンにも大変人気のあるローカル線です。

天浜線はもともと国鉄二俣線でしたが、1987年に静岡県や沿線市町の出資する第3セクターとして営業を開始しました。その天浜線も35周年を迎え、より地域に根差した鉄道であるべきとの考え方から沿線市町の農林水産物や伝統工芸、環境活動などを応援する新たな域内連携推進事業の試みとして『天浜線マルシェ』が企画されました。

その第1回目が1月16日の日曜日にJAみつかび（北区三ヶ日町）の駐車場において「三ヶ日マルシェ」として開催されました。当日は「天浜沿線盛り上げ大使」の結団式も同時に行われ、知事や浜松市長、湖西市長、森町長なども訪れて盛大に開催されました。沿線市町の特産品に加え、お菓子や工芸品、B級グルメ、隠れ名産品など40店舗以上の出店があり、当日は4千人を超える来場者で賑わいました。私も家族で参加し楽しい1日を過ごさせていただき、気が付けば持ちきれないほど買い物をしていました。

令和4年度には第2弾、第3弾と企画されています。コロナ禍ではありますが、屋外のイベントでもあり感染対策もなされています。次回以降も大いに期待されますので、皆様も是非お出かけください。



静岡県議会議員

市川秀之

プロフィール



昭和41年11月20日生まれ
家族構成：妻・2男1女
趣味：ゴルフ・カメラ・文化芸術鑑賞
静岡県立浜名高校 卒業
日本大学経済学部 卒業
市川産業（株）入社 現 代表取締役
学校法人北浜学園 北浜幼稚園 理事
平成18年度 （社）浜北青年会議所 理事長
平成19年度 浜松市伎倶小学校 PTA会長
平成21～24年度 浜松市PTA連絡協議会 副会長
令和元年（2019年）～ 静岡県議会議員

おかげさまで、この県政報告「ひでゆき通信 INSIGHT～慧眼～」もvol.8となりました。
バックナンバー（vol.1～vol.7）をご希望の方は市川秀之事務所までご連絡いただければお届けします。

ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

[市川秀之事務所]

〒434-0013 静岡県浜松市浜北区永島577
TEL053-443-8700 FAX053-443-8703

[静岡県議会 自民改革会議 控室]

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
TEL054-221-2566 FAX054-221-3379<http://www.ichi-hide.com/index.php>

[E-mail] hide-ichikawa@mth.biglobe.ne.jp

